

# 国分脳神経外科病院 指定通所リハビリテーション運営規定

## (事業の目的)

第1条 医療法人名正 国分脳神経外科病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営の関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供する事を目的とする。

## (運営の方針)

第2条 (1)指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者・要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

(2)指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

(3)指定通所リハビリテーションの実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 国分脳神経外科病院 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 鹿児島県霧島市国分向花 154 番地 1

## (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名（常勤）

医師は、指定通所リハビリテーション計画の策定に従業者と共同して作成するとともに、指定所リハビリテーション実施に関する従業者への指示を行う。

- (2) 専従する従業者

- ① 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上
- ② 看護師、准看護師、介護福祉士、その他の介護職員 2人以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日： 月曜日から土曜日までとする。ただし、お盆、祝日、年末年始を除く。
- (2) 営業時間： 午前8時半から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間： 午前9時50分から午後4時までとする。

## (通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

## 第 7 条

(1)実施する指定通所リハビリテーションは次のとおりとする。

(A) 6 時間以上 7 時間未満、通常規模の通所リハビリテーション

(B) 3 時間以上 4 時間未満、通常規模の通所リハビリテーション

(2) 指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者・要介護者に対する心身の機能回復のため、医師等の従事者が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記①を目的とし、②の訓練等を行う。

### ①目的

- ・ A D L の低下防止
- ・ Q O L の維持、向上
- ・ 寝たきり防止
- ・ 社会性の維持・向上
- ・ 精神状態の改善

### ②訓練等

- ・ 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ・ 日常生活動作に関する訓練
- ・ 自助具適用、使用訓練
- ・ 運動療法
- ・ 物理療法
- ・ 歩行訓練、基本的動作訓練

(通常の事業の実施範囲)

第 8 条 通常の事業実施地域は、霧島市（旧国分市、旧隼人町、旧溝辺町）とする。

(利用料その他の費用の額)

## 第 9 条

(1)指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によりものとし、指定通所リハビリテーションが法廷代理受領サービスであるときは、各自の負担割とする。

(2) 第 8 条に規定した通常の事業の実施地域をこえて行う指定通所リハビリテーションに要した送迎費については、以下の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を超えて行う通所リハビリテーションに要した交通費は、中山間地域等に居住する利用者へのサービスを提供する場合として所定単位数の 5%を加算し請求します。

(3) 食材料費は、利用者の実費負担とする。

(4) その他、日常生活にかかる費用の徴収が必要となった場合には、その都度利用者に、又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(5) 利用者の希望によって上記(2)～(4)の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して説明したうえで、支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(サービス利用にあつたての留意事項)

## 第10条

- (1) サービス利用にあつたては、利用申込者またはその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申し込みの同意を得る。
- (2) 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

### (非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 始業時・終業時には火災危険防止のための自主点検を行う。
- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害用の設備は常に有効に保持する。
- (4) 防災計画にのっとり年2回避難訓練を行う。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防団を編成し任務の遂行にあたるものとする。

### (虐待防止の為の措置に関する事項)

第12条 施設は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う。

- (1) 虐待防止のための指針を設ける。
- (2) 虐待の防止にかかる体制として、虐待防止検討委員会を設置する。
- (3) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (4) 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

### (その他運営についての留意事項)

第13条

- (1) 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け業務態勢を整備する。
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人名正国分脳神経外科病院の協議に基づいて定めるものとする。

第14条 施設は、感染症の予防及びまん延の防止のため以下の措置を行う。

- (1) 感染対策委員会を設置する。
- (2) 平常時の対策及び発生時の対応を規定する「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を策定する。
- (3) 「感染症の予防及びまん延の防止のためのマニュアル」を策定する。
- (4) 従業者に対し、平常時の対策及び発生時の対応に関する研修等を定期的・計画的に行う。

第15条 施設は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければならない。

- (1)職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- (2)相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

第 16 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(附則)

この規定は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から改定する。